

納 税 証 明 書 の 提 出 期 間

申 請 期 間		有 効 期 間		納 税 証 明 書 提 出 期 間	備 考
定 期 申 請		令和4年10月1日から 令和7年9月30日まで	(3年)	令和5年9月1日から 令和5年9月30日まで 及び 令和6年9月1日から 令和6年9月30日まで	有効期間の区分に応じ、納税証明書をそれぞれの提出期間内に必ず提出してください。
①	定期申請の受付終了日の翌日から 令和5年1月15日まで	令和5年2月1日から 令和7年9月30日まで	(2年8か月) 有効期間が2年を超える場合		
②	上記①に係る申請の受付終了日の翌日から 令和5年5月15日まで	令和5年6月1日から 令和7年9月30日まで	(2年4か月)		
③	上記②に係る申請の受付終了日の翌日から 令和5年9月15日まで	令和5年10月1日から 令和7年9月30日まで	(2年)	令和6年9月1日から 令和6年9月30日まで	
④	上記③に係る申請の受付終了日の翌日から 令和6年1月15日まで	令和6年2月1日から 令和7年9月30日まで	(1年8か月) 有効期間が1年を超える場合		
⑤	上記④に係る申請の受付終了日の翌日から 令和6年5月15日まで	令和6年6月1日から 令和7年9月30日まで	(1年4か月)	令和6年9月1日から 令和6年9月30日まで	
⑥	上記⑤に係る申請の受付終了日の翌日から 令和6年9月15日まで	令和6年10月1日から 令和7年9月30日まで	(1年)		
⑦	上記⑥に係る申請の受付終了日の翌日から 令和7年1月15日まで	令和7年2月1日から 令和7年9月30日まで	(8か月) 有効期間が1年以下の場合		
⑧	上記⑦に係る申請の受付終了日の翌日から 令和7年5月15日まで	令和7年6月1日から 令和7年9月30日まで	(4か月)	提出は不要です。	

※1月15日、5月15日、9月15日が休日等になる場合は、その日後において最も近い休日等でない日までとします。

※受付終了日の翌日が休日等になる場合は、その日後において最も近い休日等でない日からとします。